



鳥獣被害防止の総合的な対策を行うモデル集落を設置しています

有害鳥獣による農作物等の被害防止対策には、「生息環境管理」、「被害防除」、「有害捕獲」の3本柱を総合的に行う必要があります。

当所では、令和3年度より富岡町清水地区に鳥獣被害防止の総合的な対策を行うモデル集落を設置し、集落内の環境整備や鳥獣被害防止に向けた基本知識の習得に取り組んでいます。

今年度は集落内の藪の刈り払いや点検活動、電気柵等管理講習会の開催等を行うことで、地域住民を含めた集落一丸となった鳥獣被害防止を目指しています。

今後も、集落主体による鳥獣被害防止の総合的な対策が地域に定着するよう、引き続き推進していきます。



電気柵設置のポイント!

- ① 設置ルートを選定
- ② 設置ルート周辺の草刈り・整地(設置後も定期的に草刈りを行い、雑草による漏電を防ぎましょう)
- ③ 支柱、通電線、電源の設置及び通電線の高さ調整(イノシシ対策の場合、地面から20cmと40cmの高さで設置)
- ④ 通電・電圧の確認(24時間、適正な電圧での通電が理想です)

農薬は正しく安全に使用しましょう!

農薬取締法に基づき農薬は使用基準に従って使用する必要があります。使用基準に従わずに使用した場合は違法行為になるばかりか、生産物の安全性が問われる事態となります。

農薬の使用にあたってはもう一度以下のことに注意し、適正に使用しましょう。

- | | |
|---|---|
| <p>1. 農薬使用基準の遵守
農薬容器のラベルをよく確認しましょう。</p> <p>2. 農薬飛散(ドリフト)防止の徹底
天候や風向き、時間帯に注意し、飛散の少ない方法で行いましょう。隣接地に飛散する恐れがある場合は、ほ場に飛散防止ネットや緩衝帯を設置しましょう。</p> | <p>3. 防除器具等の洗浄
防除器具等は使用前に清浄かよく確認し、使用後は十分洗浄しましょう。</p> <p>4. 使用状況の記録
農薬使用時には使用履歴を記録しましょう。</p> |
|---|---|

新規就農者を募集しています

福島県は、平成11年から毎年、新規就農者数を調査していますが、令和4年度は最多の334人となりました。双葉地域の新規就農者数は現状多いとは言えませんが、当地域の営農再開を加速化させるためには、新たな担い手となり得る新規就農者の力が必要です。

双葉地域は、管内8町村を含む被災12市町村を対象とする「福島県原子力被災12市町村農業者支援事業」という支援制度もあり、全国トップレベルに新規参入しやすい地域です。また、各町村も独自の支援制度を準備しています。

当所では、町村やJA、農業振興公社などの関係機関・団体と連携しながら、就農相談への対応に加え、就農相談会への出展、バスツアーなどの就農イベントを開催しています。

ご親戚やお知り合いなどに就農に興味のある方がいらっしゃいましたら、ぜひお声がけいただくとともに当所までご紹介ください。

ふたばの農業通信

再刊第7号

令和5年3月1日発行

福島県相双農林事務所双葉農業普及所

〒979-1111 双葉郡富岡町小浜481番地
E-mail hutaba.af06@pref.fukushima.lg.jp

TEL(0240)23-6472
FAX(0240)22-2560

双葉地域の皆様、有機農業に取り組んでみませんか？ 双葉農業普及所は有機農業を応援します!!



双葉地域では有機農業に取り組む新しい動きが出てきています。

これまで福島県では、エコファーマーの取組を推進するとともに有機農業や特別栽培の推進など、「環境と共生する農業」の普及拡大を進めてきましたが、東日本大震災により、双葉地域の有機農業は栽培面積の減少や風評による販売不振など、その影響は甚大なものとなりました。

国は令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までにめざす姿のひとつとして、有機農業の取組面積を全耕地面積に占める25%(100万ha)に拡大するとしています。

福島県でも、新たな「福島県農林水産業振興計画」、「福島県有機農業推進計画(第3期)」を策定し、特に有機農業は、環境への負荷の低減や都市と農村の交流による地域活性化などが期待されることから、本県では「環境と共生する農業」の重要な柱と位置づけています。

双葉地域有機農業の今

令和4年12月現在、有機栽培面積は約11haで、**水稲、野菜、ユズ**に取り組んでいます。

浜通り地方、双葉地域の有機農業を積極的に支援するため、双葉農業普及所には有機農業専任担当を配置しています。

令和4年度、有機農業の理解促進を図るため双葉地域の子育て世代の皆様アンケートを行った結果、「有機農業」という言葉が浸透していることが分かりました。生産と消費の両面から有機農業を推進し、「双葉地域の有機農業復興」「双葉地域の新しい有機農業拡大」を強力に推し進めてまいります。

双葉地域における「有機農業の今」と「有機農業推進体制」、「有機農業事例」を紹介します。



アヒル水稲有機栽培



乗用型高能率水田除草機



有機野菜交流会



有機農業理解促進

双葉郡檜葉町の新しい有機農業組織「松館有機有志会」を紹介します

令和3年3月28日設立の「松館有機有志会」です。「松館」は檜葉町の集落名で、「自然環境にやさしい農業」の理念に集落内5戸の農家が賛同し、水稲、野菜、果樹の有機栽培に取り組んでいます。

会長は松本広行さんで、町内でいち早く有機栽培に取り組んできた地域のリーダー的な存在です。水稲とユズで有機JAS認証も取得しており、「松館集落を有機の里にしていきたい。」と熱い思いを話してくれました。

松本会長以外の会員の皆様は、有機栽培に初めて取り組むばかりで、定期的な勉強会や講習会への参加、家が近い会員間の情報交換を頻繁に行い、技術及び知識の研鑽に努めています。有機JAS認証の取得も目指しており、忙しい日々を生き生きと送られています。

檜葉町産業振興課をはじめ関係機関が連携し、「有機のまち檜葉」の実現に向けて、浜通り地方有機農業担当は全力で支援していきます。(「ふくしまオーガニック通信R4-1」より一部抜粋)



集まりやほ場において頻繁に情報交換を行う「松館有機有志会」

双葉地域の有機農業推進体制

当普及所では有機農業担当が窓口となり、下記4名のチーム体制で支援します。
双葉地域有機農業推進チーム
● 有機農業担当 チーム総括(正)
● 経営支援課長 チーム総括(副) ● 普及担当職員 (作物・野菜)
問い合わせ先 有機農業担当 電話 0240-23-6473



スマート農業等の普及推進を図っています

福島県では、「スマート農業社会実装推進事業」として、18課題21カ所の実証ほを設置しています。当所では、令和3年度より水稲、タマネギ、トルコギキョウ、ブドウについて4課題4カ所の実証ほを設置し、技術の普及を図っています。

●水稲 『プラウ耕・グレーンドリル播種体系による乾田直播栽培(楡葉町)』

双葉地域では、限られた担い手が大規模に水稲の作付けを行っており、育苗、代かき、田植え等にかかる資材及び労働時間の増加が、経営・規模拡大上の課題となっています。

そこで、乾田直播栽培の導入による生産コストの削減や労働時間の軽減及び作期分散の効果等を実証し、ICT技術を組み合わせた新たな技術体系の普及拡大を図ることで、地域の水田農業を担う大規模経営体の育成を目指しています。

実証では、育苗や代かき等の作業が省力化されたことで、年間の労働時間が移植栽培に比べて短縮しました。また、農閑期を活用したほ場準備や播種作業の実施により、作業期間の分散が図られました。



水稲乾田直播栽培

●タマネギ 『タマネギの直播栽培技術の安定化(楡葉町)』

双葉地域は、令和3年5月に南相馬市とともに「相双タマネギ」として野菜指定産地に指定されました。しかし、依然として担い手が不足しており、生産者の多くも避難地から通いで営農している状況にあります。

タマネギの育苗は2ヶ月必要なことが規模拡大のネックとなっていたことから、育苗管理が不用となる直播栽培について実証しています。

播種作業にかかった労力は約1.3時間/10a/1名となり、移植作業における労力(約2.7時間/10a/1名)と比較して労力の削減につながりました。併せて地域の課題となっている苗立枯病防除対策についても試験中です。



タマネギ直播栽培

●トルコギキョウ 『トルコギキョウを核とした花きの周年生産(楡葉町)』

双葉地域では、比較的風評の少ない品目として特にトルコギキョウの作付けが拡大しています。しかし、夏に定植する秋出荷作型では高温による品質低下、冬に定植する夏出荷作型では栽培期間の長さが課題となっています。

そこで、作型適応苗という夏出荷作型での栽培期間の短縮、秋出荷作型での品質向上が期待されている技術を実証しています。

今年度の実証では、夏出荷作型における在ほ期間の短縮効果は確認できなかったものの、品質の向上が見られました。



トルコギキョウ作型適応苗

●ブドウ 『ブドウの根圏制御栽培等における早期成園化と省力化(川内村)』

双葉地域では、震災以降、ブドウのハウス栽培が拡大しつつありますが、産地化に向けた更なる作付面積、生産量の増加が課題となっています。そこで、更なる産地規模拡大を図るため、早期成園化が可能な根圏制御栽培法及び果房管理の省力化技術を実証しています。

今年度の実証では、栽培5年目で「シャインマスカット」が1,375kg/10a、「BKシードレス」が1,593kg/10aの収量となり、早期成園化が図られています。着色や果粒重等の果実品質も良好でした。



ブドウ根圏制御栽培

放射性物質対策に取り組みましょう!

【米】

双葉地域の令和4年産米全量全袋検査は、令和5年1月12日現在で20,921点が受検し、全量が基準値(100Bq/kg)未満でした。

営農再開から複数年が経過したほ場では、土壌中の放射性セシウム濃度が徐々に低下しつつありますが、同時に土壌中の交換性カリ含量も低下している可能性があります。イネが放射性セシウムを吸収するのを防ぐため、ほ場より稲わらを持ち出した場合などには塩化カリの施用を徹底してください。

また、例年交差汚染が原因で、全量全袋検査において25Bq/kg以上となった米袋が発生しています。交差汚染の主な対策は、次のとおりです。

- 震災前にあった籾摺機や計量選別機等は、清掃しても放射性物質が付着している場合があるので、初めて使用する場合は玄米による「とも洗い」を実施する。
- 古い米袋は、袋自体が汚染されている可能性があるため使用しない。
- 米の収穫・調製に使用する機械や倉庫は、使用前に十分に清掃する。

以上のことに注意して、令和5年産米も放射性物質吸収抑制対策を適切に実施するとともに、米の全量全袋検査・モニタリングの実施にご協力をお願いいたします。



【飼料用作物】

飼料用作物を栽培する際も、放射性物質吸収抑制対策のため、通常施肥のほか塩化カリや堆肥を施用し、土壌中のカリ含量を乾土100gあたり30~40mgに維持しましょう。



農産物の出荷制限と緊急時環境放射線モニタリング検査について

帰還困難区域以外の地域からの野生物を除く栽培物で、現在、摂取及び出荷が制限されている品目はありませんが、生産し食用として出荷・販売(譲渡等を含む)する農作物、山菜・きのこ及び家畜飼料用作物は、全て、県が実施する放射性物質モニタリング検査を受ける必要があります。



検査の結果、安全性が確認され、公表されるまでは、出荷、販売等を行うことはできません。なお出荷に際しても個別に判断される物ではなく、町村単位で出荷の有無が判断される等の細かなルールがありますのでご注意ください。また、**帰還困難区域では、原則として作付できません**のでご注意ください。

詳しい内容やモニタリング検査のご要望等は、町村農政担当係または当所までご相談いたします。

安全・安心な農作業を実践しましょう!

双葉地域では、令和4年度、農作業による死亡事故の発生はありませんでしたが、重傷事故が1件発生しています。双葉地域は、山間の農地も多く、一部町村では帰還した住民の方も少ないことから、事故が発生した際には重傷化するリスクが高い地域と言えます。農作業を行う際は、以下のことに注意し安全な作業を心がけましょう。

- ① 余裕を持った作業計画を立て、無理な作業は行わないようにしましょう。
- ② 移動の際は周囲の状況をよく確認し、点検の際はエンジンを必ず切りましょう。
- ③ 灯火器類が他の交通から確認できるようにしましょう。
- ④ 炎天下ではこまめに水分補給し、熱中症にも気をつけましょう。
- ⑤ 農作業の際は常に携帯電話を携行し、出かける際は家族に行先と作業内容を必ず伝えるようにしましょう。

しめよう!
シートベルト

